

霧島市条例第77号

令和4年12月26日

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

3 第7条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。

区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
基本使用料 入場料を徴収しない場合	3,870円	6,450円	6,450円	10,320円	12,900円	16,770円
入場料を徴収する場合（最高額が1,000円）	7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円

円以下)							
入場料を徴収する場合(最高額が1,001円以上)	9,680円	16,130円	16,130円	25,800円	32,250円	41,930円	
ステージのみ使用	1時間につき 1,110円						

別表の1 学習、文化施設の表中「210円」を「250円」に、「220円」を「260円」に、「160円」を「140円」に、「320円」を「380円」に改める。

別表の2 多目的ホールの表を次のように改める。

2 多目的ホール

区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
基本使用料 入場料を徴収しない場合	4,620円	7,700円	7,700円	12,320円	15,400円	20,020円
入場料を徴収する場合(最高額が1,000円以下)	9,240円	15,400円	15,400円	24,640円	30,800円	40,040円
入場料を徴収する場合(最高額が)	11,550円	19,250円	19,250円	30,800円	38,500円	50,050円

1,001 円以 上)						
ステー ジのみ 使用	1時間につき 1,330円					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。